

～こどもたちの未来を拓く新たなステップ～

# 鹿沼市立小中学校再編計画

## 【2024～2033】

令和6年11月

鹿沼市教育委員会

はじめに

近年、これまでに類を見ないスピードで人口減少・少子高齢化が進行するとともに、急速な技術革新や情報化、グローバル化が進展し、私たちを取り巻く社会環境は、めまぐるしく変化しています。

このような激動の時代においても、正解のない問題に対して、一人ひとりが自分とは異なる考えの方々とも協力して、多くの人々が共感できる「納得解」「最適解」を見出し、幸せな人生を築きあげる力を育むことは、いつの時代も重要であると考えております。

鹿沼市教育委員会では、児童生徒の減少を踏まえ、平成28年に「鹿沼市立小中学校適正配置等基本計画」を策定し、主に小規模校の解消を図ってまいりましたが、その後も児童生徒数の減少幅は一層拡大したため、一定規模の集団による良好な教育環境を確保することが喫緊の課題となりました。

こうした状況を踏まえ、市教育委員会では、新たな小中学校の再編計画を策定するため、令和5年6月に学識経験者、学校関係者や地域住民などで構成する「鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会」（以下、検討委員会）を設置いたしました。

併せて、アンケート調査や意見交換会などにより、保護者や学校運営協議会委員、地域住民から広くご意見をいただきました。

それらのご意見も踏まえ、「鹿沼の未来を担う子ども達にとって望ましい教育環境とはどうあるべきか」、「その実現に向けて必要な政策は何か」等について、検討委員会で審議を重ねていただき、令和6年7月1日、その成果を提言書として、提出いただきました。

その提言書を受け、市教育委員会では、この人口減少社会に対応した小中学校の規模とその配置について「鹿沼市立小中学校再編計画」としてまとめました。

この計画に基づき、学校や地域の実情を考慮し、保護者や地域住民の皆様のご意見も伺いながら、本市の「学びから 未来を拓く ひとづくり」という学校教育の基本理念を実現し、教育の質の向上と教育環境の充実を図るため、新たなステップとして学校再編を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を頂きました「鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係各位に深く感謝とお礼を申し上げますとともに、今後とも本市の学校教育の振興にご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和6年11月

鹿沼市教育委員会  
教育長 中村 仁

# 目 次

項目	頁
1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間と構成	3
4. 児童生徒数の推移と今後の見込み	
(1) 児童生徒数の推移	4
(2) 児童生徒数の将来見込み	4
(3) 児童生徒数・学校規模の現状と将来見込み	5
5. 学校再編の必要性について	
(1) 義務教育の目的	6
(2) 義務教育における学校の役割	6
(3) 鹿沼市の目指す学校教育	6
(4) 学校再編の必要性	6
6. 小中学校の再編に関する基本的な考え方	7
7. 鹿沼市における小中学校の適正規模	
(1) 国が定める小中学校の適正規模	8
(2) 小規模校および大規模校の課題	8
(3) 適正規模化により期待される効果	9
(4) 鹿沼市の小中学校の適正規模	10
8. 鹿沼市における小中学校の適正配置	
(1) 学校の適正配置の方法	11
(2) 通学環境と通学手段の確保	11
(3) 学校の統合における児童生徒への配慮	12
(4) 学校施設等の改修、整備と施設の有効活用	12
(5) 地区協議の状況の周知と情報発信	12
(6) 鹿沼市の小中学校の適正配置の実施手法	12

9. 通学の基準について	
(1) 通学距離	13
(2) 通学時間	13
10. 学校規模別の再編方針	
(1) 小規模の小学校	14
(2) 小規模の中学校	14
(3) 小規模となる見通しがある小中学校	14
(4) 大規模の小中学校	14
11. 学校再編の進め方	
(1) 地区検討会	15
(2) 開校準備会	15
(3) 実務作業部会	16～17
(4) 市長部局との緊密な連携	18
(5) 学校再編を進める上で必要な手続き等	18
12. 学校規模別の小学校の配置図	19
13. 学校規模別の中学校の配置図	20

## 関連資料

- 【資料1】 関係法令
- 【資料2】 鹿沼市立学校の設置に関する条例 ～ 抜粋 ～
- 【資料3】 鹿沼市立小中学校児童生徒の就学に関する規則 ～ 抜粋～
- 【資料4】 鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会委員における提言書
- 【資料5】 鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会委員における検討経過
- 【資料6】 鹿沼市立小中学校の再編（適正配置）に関するアンケート調査結果
- 【資料7】 鹿沼市小中学校再編計画骨子
- 【資料8】 鹿沼市小中学校再編計画の策定に関する意見交換会結果(保護者)
- 【資料9】 鹿沼市小中学校再編計画の策定に関する意見交換会結果(地域住民)
- 【資料10】 小中一貫教育に関する関係法令及び概要

## 1 計画策定の趣旨・背景

我が国の人口は、現在の約1億2,400万人から、76年後の2100年には、6,300万人に半減すると推計されており、それに伴う、生産年齢人口の減少が社会全体に深刻な影響を与えています。

学校においては、出生数の低下による子どもの減少に伴い、小規模化が進み、その結果、児童生徒の社会性の形成や教職員の配置など、教育効果や学校経営等に様々な影響を及ぼし、全国的に大きな課題となっています。

本市においても、全国的な傾向と同様、児童生徒数の減少及び学校の小規模化が進行していることから、平成28年度に「鹿沼市小中学校適正配置等基本計画」を策定し、学校再編を推進してきました。

近年、児童生徒数の減少がさらに急速に進んでいることから、新たな計画の策定を目的として、令和5年6月に「鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会」を設置しました。

以降、6回にわたり協議・検討を重ねていただき、令和6年7月に学校再編に関する提言書「鹿沼市立小中学校の再編について」を提出いただきました。

今後、ますます少子化の進展が予測される中、市教育委員会は、義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上の観点から、学校規模の適正化や小規模校の解消等、学校を取り巻く諸問題は、将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であると認識しております。

そのようなことから、「提言書」に示された考え方を尊重しつつ、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、児童生徒にとってより良い教育環境が将来にわたって持続可能となるよう、この「鹿沼市立小中学校再編計画」を策定しました。

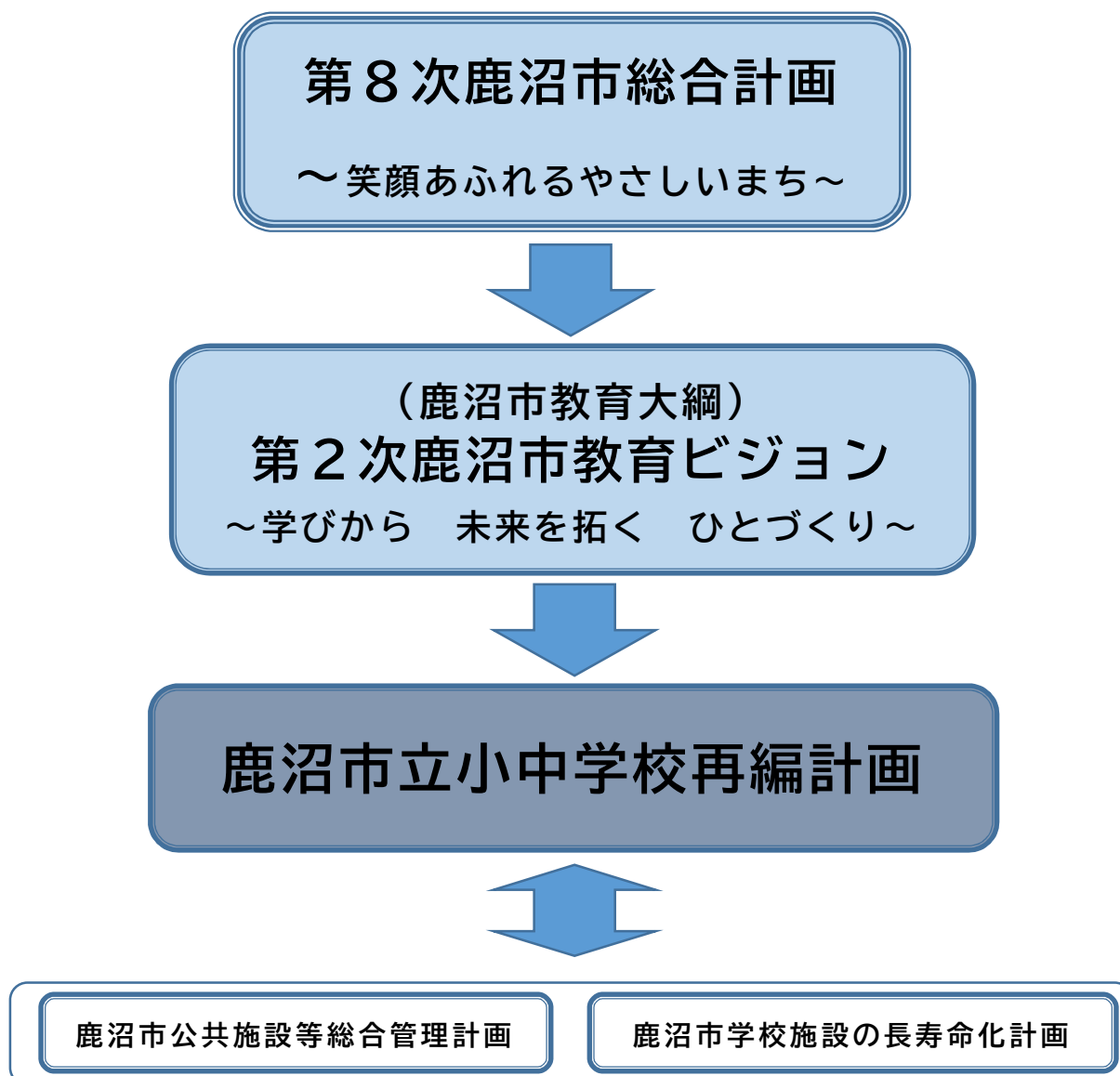


## 2 計画の位置づけ

本計画では、「第8次鹿沼市総合計画」で目指すまちの姿とした「笑顔あふれるやさしいまち」、また、「鹿沼市教育ビジョン」の基本理念である「学びから未来を拓くひとづくり」の実現に向け、学校教育の充実を目指し、「学校の適正規模化・適正配置」の基本的な推進方針を示します。

併せて、本市の公共施設の整備・管理等の基本方針である「鹿沼市公共施設等総合管理計画」との整合を図りつつ、「鹿沼市学校施設の長寿命化計画」などの関連計画等とも連携するとともに、次期総合計画を視野に入れながら、本市の小中学校の配置等に関し、将来を見据えた計画とします。

### ●計画の位置づけイメージ



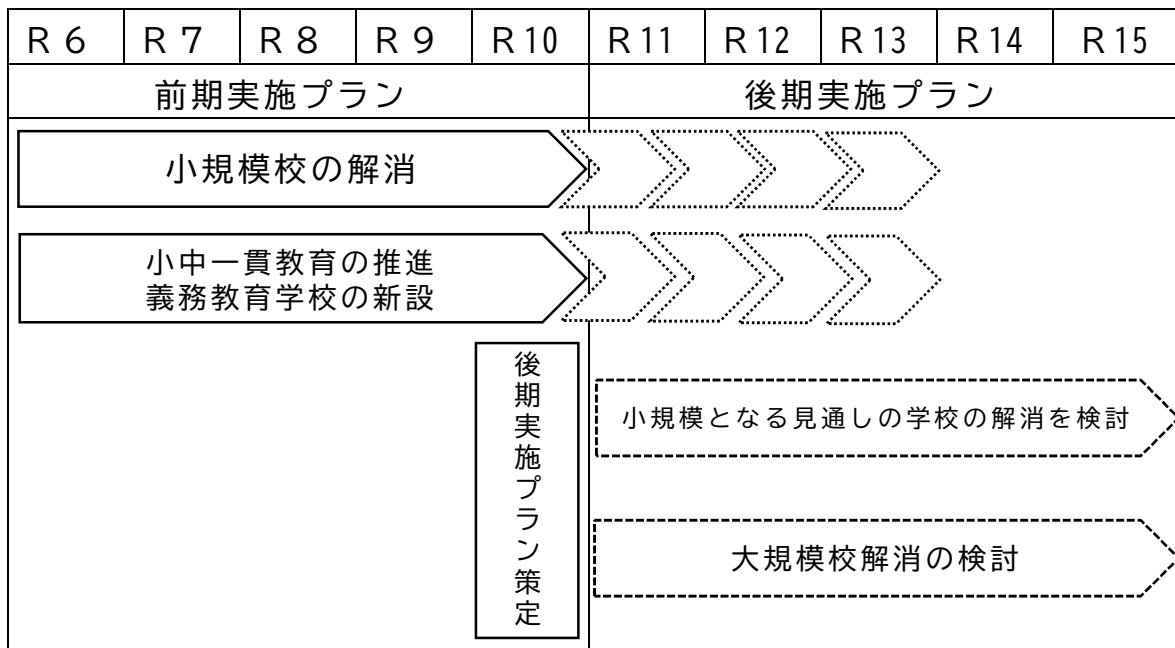
### 3 計画期間と構成

本計画は、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とします。  
また、計画期間を前期後期に分けたうえで、それぞれ具体的な実施プランを策定し、「小中学校再編計画」の着実な推進を図ります。

#### ●計画の構成イメージ



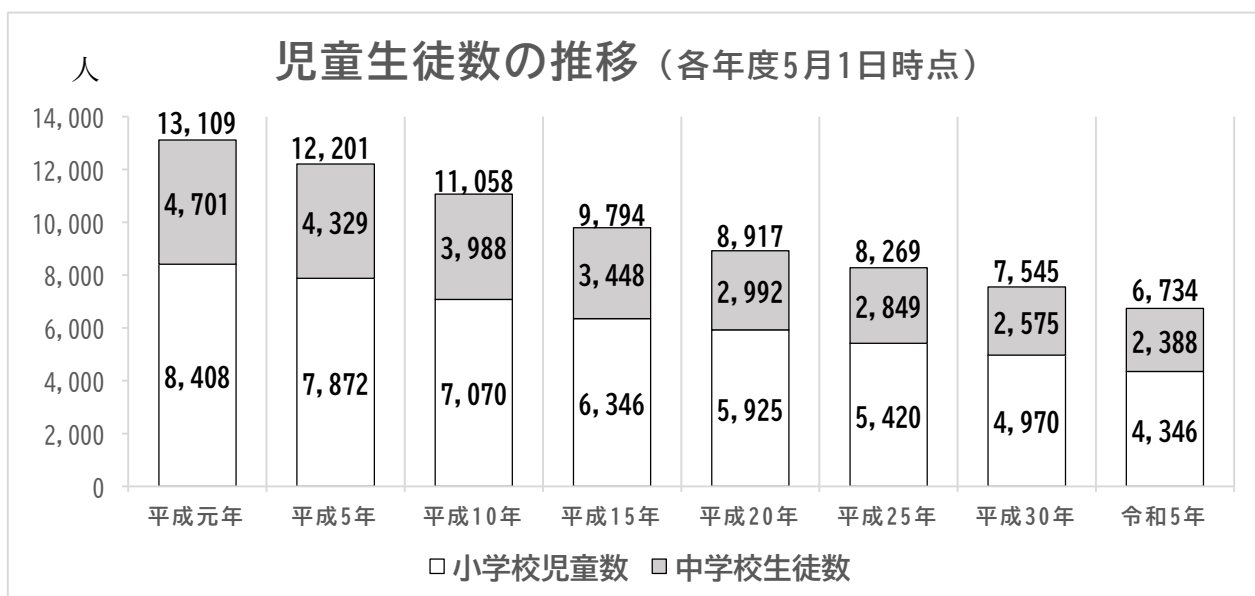
#### ●計画全体の実施スケジュール



## 4 児童生徒数の推移と今後の見込み

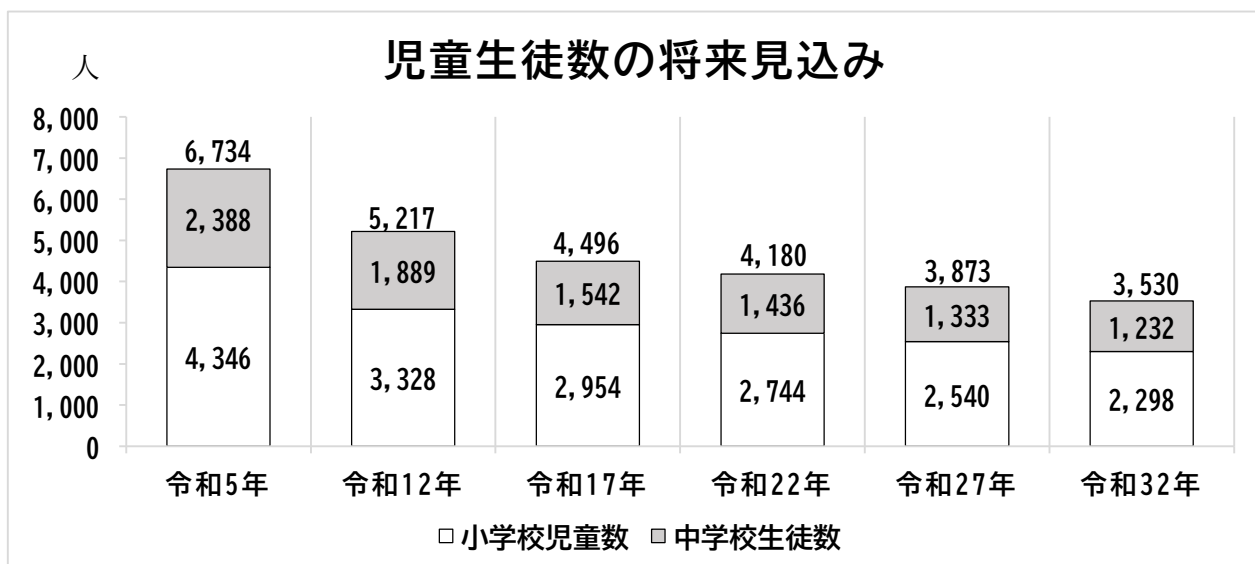
### (1) 児童生徒数の推移

小中学校の児童生徒数（学級数）は、平成元年では、児童数8,408人（287学級）、生徒数4,701人（133学級）でしたが、令和5年では、児童数4,346人（189学級）、生徒数2,388人（83学級）に減少しており、35年前の半分程度に減少しています。



### (2) 児童生徒数の将来見込み

令和5年に公表した国立社会保障・人口問題研究所の推計による将来人口から、今後の児童生徒数（令和5年基準の学級数）を算出すると、27年後の令和32年時点では、小学校の児童数が2,298人（約100学級）、中学校の生徒数が1,232人（約42学級）と現在の約半分程度に落ち込むことが見込まれています。





(3) 児童生徒数・学校規模の現状と将来見込み（令和6年5月1日現在）

児童生徒数の減少により学校規模が縮小しています。小規模校の数は、平成25年では、小学校が4校、中学校が2校でしたが、令和5年には、小学校が11校、中学校3校に増加しており、今後も増加することが見込まれています。

①小学校

小規模校

地区名	学校名	建築年度	児童数（名）					学校規模		
			H25	H30	R5	R10	R15	H25	R5	R15
鹿沼	中央小	H22	344	353	333	294	248	適正	適正	適正
	東小	S54	763	755	780	670	555	大	大	適正
	北小	S10	468	397	343	295	242	適正	適正	適正
東大芦	西小	S47	205	197	170	97	85	適正	適正	適正
菊沢	菊沢東小	S52	387	374	277	268	215	適正	適正	適正
	菊沢西小	H2	82	74	72	70	51	適正	適正	適正
北犬飼	石川小	S59	179	155	156	123	116	適正	適正	適正
	津田小	S63	269	202	135	97	71	適正	適正	適正
	池ノ森小	H元	12	18	20	16	11	小	小	小
東部台	さつきが丘小	S50	613	641	606	587	518	大	大	適正
	みどりが丘小	H4	510	490	439	374	293	適正	適正	適正
北押原	北押原小	S57	485	483	405	348	292	適正	適正	適正
	みなみ小	S56	216	171	134	77	65	適正	適正	適正
加蘇	加園小	H6	84	81	39	37	35	適正	小	小
板荷	板荷小	H2	71	81	46	20	16	適正	小	小
南摩	南摩小	S62	115	84	70	44	27	適正	小	小
	上南摩小	H3	28	15	14	11	8	小	小	小
南押原	南押原小	S63	82	59	37	28	23	適正	小	小
	楡木小	S48	96	79	66	54	47	適正	小	小
粟野	粟野小	H26	157	119	78	49	35	適正	適正	小
清洲	清洲第1小	H8	87	33	30	30	24	適正	小	小
	清洲第2小	S60	75	44	41	33	23	適正	小	小
永野	永野小	S48	38	24	17	25	18	小	小	小
粕尾	粕尾小	S46	54	41	38	33	22	小	小	小
合計			5,420	4,970	4,346	3,680	3,040	※詳細は10ページ参照		

②中学校

小規模校

地区名	学校名	建築年度	生徒数（名）					学校規模		
			H25	H30	R5	R10	R15	H25	R5	R15
鹿沼	東中	H13	851	766	815	770	660	大	大	大
	西中	H16	413	365	351	306	219	適正	適正	適正
菊沢	北中	S49	484	434	380	414	379	適正	適正	適正
北犬飼	北犬飼中	S49	284	274	232	215	183	適正	適正	適正
北押原	北押原中	S61	312	308	303	279	195	適正	適正	適正
加蘇	加蘇中	H元	47	32	32	26	20	小	小	小
板荷	板荷中	H7	33	30	34	18	7	小	小	小
南摩	南摩中	S61	84	70	42	42	27	適正	小	小
南押原	南押原中	S60	112	97	82	52	49	適正	適正	適正
粟野	粟野中	H14	229	199	117	111	88	適正	適正	適正
合計			2,849	2,575	2,388	2,233	1,827	※詳細は10ページ参照		

※令和10・15年度の数値は、住民登録情報や国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による推計値。

## 5 学校再編の必要性について

### (1) 義務教育の目的

教育基本法第5条第2項に「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」と定められています。

### (2) 義務教育における学校の役割

文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、小中学校の役割を次のように定義しています。

「教科の知識や技能の習得だけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認めあい、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせること。」

### (3) 鹿沼市の目指す学校教育

鹿沼市では、「第2次鹿沼市教育ビジョン」において、児童生徒が、自ら考え、色々な考えをもった人たち、自分とは違う考えの人たちとも協力し、多くの人々が納得できるような「納得解」「最適解」を見だし、合意形成を図り、自分を大切に作る心、他者とつながろうとする心を育み、幸せな人生を築き上げていく「力」を、学校教育の中で育てていくことを目指しています。

### (4) 学校再編の必要性

近年、少子化の進行に伴う児童生徒数の減少が進行し、小中学校の小規模化が深刻化してきている状況にあります。

これにより、グループ活動やクラス替えが出来ないこと、集団での学習や行事の効果が限定されること、部員不足による部活動の休止や制限が生じることなど、学校現場において様々な課題が生じています。

義務教育の機会均等の観点から、本市小中学校で学ぶ児童生徒の誰もが本市の教育理念のもと効果的な教育内容を享受できるよう、学校規模による教育環境の不均衡を是正していくことが必要となります。

**鹿沼市の目指す「教育」のためには、一定の学校規模を確保することが重要  
その具体策として、小中学校の再編(適正規模・適正配置)が必要  
「学校再編の目的」は、児童生徒を第一に考え、  
教育環境の充実により教育の質の向上を実現すること**

## 6 小中学校の再編に関する基本的な考え方

少子化、これに伴う学校の小規模化によって生じる課題を解消し、市教育ビジョンに掲げる基本理念「学びから 未来を拓く ひとづくり」を小中学校の学びにおいても実現させるには、学校や学級の適正規模化が必要であり、そのためには小中学校の再編を推し進めることが不可欠であります。

鹿沼市の小中学校の再編に関する基本的な考え方は、次の通りです。

### 1 子どもたちの良好な教育環境の実現を最優先とします。

小中学校は、子ども達が様々な人と出会いを通じて、新たな考え方や価値観に触れることで、お互いを理解し、支え合い、協力することを学び、「自立と共生の力」を育む場です。

それらを身につけていくためには、学校に一定規模の集団が確保されていることが望ましいと考えます。

そのため、今後も児童生徒数の減少が見込まれる中であっても、子ども達にとって良好な教育環境を維持するため、小中学校の再編による、一定の規模を持つ学校配置の実現を最優先事項とします。

併せて、再編により生じる遠距離通学への対応や学校の施設・設備の整備等も適切に進めます。

### 2 将来を見据え、市全域的な視点から検討、協議を進めます。

児童生徒数の減少と小中学校の小規模化は、特定の地域に限らず、今後、鹿沼市内全域において進行することが見込まれます。

また、地区毎に地理的条件が異なることから、それぞれの地区の実情に応じた良好な教育環境の確保が求められます。

そのため、今後の学校のあり方は、本計画に基づき、将来を見据えた市全域的な視点から検討、協議を進めていくこととします。

### 3 保護者や地域住民との十分な合意形成に努めます。

小中学校は、地域コミュニティにおいても重要な役割や機能を有していることから、保護者や地域住民の学校に対する「思い」にも配慮していく必要があります。

そのため、今後の学校のあり方を考えていくにあたっては、保護者や地域住民の意見を十分に伺いながら、合意形成に努めます。

また、統廃合後の建物及び跡地について、地域の合意形成に努めながら、保護者や地域住民の意見を十分に反映した利活用を目指します。

## 7 鹿沼市における小中学校の適正規模

「6小中学校の再編に関する基本的な考え方」で記した小中学校の「適正規模」に関する基本的な考え方を示します。

### (1) 国が定める小中学校の適正規模

学校教育法施行規則第41条及び第79条、並びに義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条では、小中学校の学級数を12学級以上18学級以下を適正な学校規模としています。

しかしながら、「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と定めていることから、鹿沼市の実情にあった適正な学校規模を定める必要があります。

### (2) 小規模校および大規模校の課題

小中学校の適正規模の基準を下回る小規模校、基準を上回る大規模校には次のような課題があると考えられます。

#### ア 小規模校の課題

- ① 多くの人とふれ合う活動が限られるため、社会性・協調性などを培う機会が少なくなる。
- ② 学級の人数が少ないため、集団活動から生まれる多様なものの見方や考え方を学ぶ機会が少なくなる。
- ③ 配置される教員が少ないため、チーム・ティーチング、習熟の程度に応じた指導などの取り組みが制限される。
- ④ 部活動・クラブ活動などの数が限定されるため、児童生徒の希望に応えることができなくなる。

#### イ 小規模校のうち複式学級を持つ学校の課題

- ① 異学年の児童生徒が同じ教室で学習するため、一方の学年が教員から直接指導を受けている間、他方の学年の児童生徒は自習していることが多い。
- ② 話合いの中で多様な意見を出し合うこと、学び合い、深め合うグループ活動が行いにくい。
- ③ 一定の人数で行うことにより効果のある学校行事、音楽活動、団体スポーツなどが制限される。
- ④ P T A・保護者等の活動において、保護者1人あたりの役割分担が増える。

#### ウ 大規模校の課題

- ① 学校生活全般、特に行事の際、子ども一人ひとりが活躍するための工夫を要する。
- ② 屋内運動場やグラウンド、特別教室等の使用割当の調整に時間を要する。

### (3) 適正規模の学校に期待される教育環境

学校は、集団生活を通して、多様な考えや特性を持つ児童生徒が互いに切磋琢磨し、学力・体力の向上を図るとともに豊かな人間性を育む場であり、教科などの学習はもとより、運動会や文化祭等の学校行事、部活動においても一定規模の集団を確保したうえで、効果的な教育活動を展開する必要があります。

そのためには、児童生徒の個性を伸ばし、自主性、社会性を育て、生きる力を身につけさせる学習生活の場として、望ましい教育環境を実現することが大切となります。

#### ア 児童生徒の指導の観点

- ① 多様な個性を持つ児童生徒が出会い、切磋琢磨し、その中で社会性や協調性を培いながら、望ましい人間関係を築いていくことができるような環境。
- ② 人間関係が固定化されず、成長の機会が得られるように、クラス替えが可能な環境。
- ③ 部活動、クラブ活動など、児童生徒が希望して行う活動に際しては、できるだけ多様な選択の機会がある環境。
- ④ 児童生徒の個性を伸ばし、能力を引き出すため、様々な専門性を有する多くの教員と出会える環境。

#### イ 学校運営の観点

- ① 教員が互いの専門性を発揮し合い、指導力を高めていけるよう、一定数の教員が配置されている環境。
- ② 中学校においては、教科ごとに専門の教員が配置されており、特に授業時数の多い5教科（国語・数学・理科・社会・英語）については、複数の教員が配置されている環境。



#### (4) 鹿沼市の小中学校の適正規模について

次のとおり、鹿沼市の現状を踏まえ、小中学校の適正規模を定めます。適正規模校を超える学校を「大規模校」、適正規模に満たない学校を「小規模校」とします。(特別支援学級は除きます。)

《小学校》	<p>◆鹿沼市の現状</p> <p>小学校の規模は、国の基準によると、全校で12～18学級が望ましいとされていますが、現状の24校中、それを下回る学校が17校、上回る学校2校となっています。</p> <p>これまで鹿沼市教育ビジョンに位置付け、学校再編を推進してきた経過等を踏まえ、引き続き、本市では、<u>1学年1学級、全校で6学級の学校を適正規模の下限、18学級を上限</u>とします。</p>
	<p>◆小学校の適正規模</p> <p>6学級～18学級</p>
《中学校》	<p>◆鹿沼市の現状</p> <p>中学校の規模は、国の基準によると、全校で12～18学級が望ましいとされていますが、現状の10校中、それを下回る学校が9校、上回る学校1校となっています。</p> <p>これまで鹿沼市教育ビジョンに位置付け、学校再編を推進してきた経過等を踏まえ、引き続き、本市では、<u>18学級を上限、全校で3学級(※1学年の人数が16名、全校で48名)の学校を適正規模の下限、18学級を上限</u>とします。</p>
	<p>◆中学校の適正規模</p> <p>3学級～18学級 (1学級16人以上、全校48人以上)</p>

※1学級の人数の下限について

中学校における学級生活に関する研究がなされており、そこでは、1学級の人数が15人以下となると、満足度や学習意欲が低下する傾向があることから、人数の下限を設けています。

## 8 鹿沼市における小中学校の適正配置

本市の小中学校の適正規模化を目指すにあたり、必要となる学校の適正配置の進め方を示します。

### (1) 学校の適正配置の方法

学校の適正配置を行うための具体的方法としては、「通学区域の見直し」と「学校の統廃合」が考えられます。

適正配置を検討すべき小規模校が、小学校11校、中学校3校、大規模校が、小学校2校、中学校1校となっています。

小規模校の多くは郊外に存在し、通学区域の変更だけでは効果が乏しいことから、学校の統廃合を検討せざるを得ない状況です。

また、大規模校については、児童生徒数の減少により、将来的に解消が見込まれていることから、慎重に検討していく必要があります。

現状では、適正配置による学校再編を検討すべき対象校が数多く存在していることから、実際の児童生徒数や学級数、地理的条件等を加味し、優先順位をつけて推進していきます。

#### ア. 学校再編の優先順位

次のとおり優先順位をつけて、学校再編に取り組んでいきます。

- ① 小規模の小中学校（小中学校一体で検討します。）
- ② 小規模となる見通しがある小中学校
- ③ 大規模の小中学校

#### イ. 新たな教育制度の導入

多様化・複雑化する学校現場の課題などに対応するため、平成28年度に新たに制度化された小中一貫教育<sup>※</sup>について、先進自治体においてその成果が明らかになり、全国的にも導入例が増加しています。

本市においても、学校の再編に併せて、導入を検討し、より一層の教育の質の向上を目指していきます。（※関連資料10参照）

### (2) 通学環境と通学手段の確保

学校の統合や通学区域の見直しにより、通学路が変更となる場合は、速やかに通学路の危険箇所を解消し、安全・安心な通学環境の確保に努めます。

また、通学距離、通学時間が基準（13ページ参照）を超えることとなる児童生徒については、スクールバスをはじめとする多様な通学手段の確保に努め、通学にかかる児童生徒や保護者の負担軽減を図ります。

### (3) 学校の再編における児童生徒への配慮

「通学区域の見直し」や「学校の統廃合」を行う場合、児童生徒の新たな学校生活への移行の円滑化や心理的負担の軽減を図るため、統合前から対象校同士の交流事業の実施や、統合後の学校への統合前の教職員の継続配置など、統合の前後に渡り、児童生徒や保護者に配慮した取組を行います。

### (4) 学校施設等の改修、整備と施設の有効活用

統合後使用する学校施設は、校舎等の規模やその位置、施設の安全性などを考慮して判断することとします。

また、教室や設備などに不足が見込まれる場合は、「市学校施設の長寿命化計画」も踏まえながら、速やかに施設の改築や設備の改修等を行うとともに、新規整備も検討します。

さらに、廃止後の学校施設及び敷地等は、地域の実態やニーズを十分に踏まえながら、市役所の全部局が一体となって、効果的な活用を検討・実施します。

### (5) 地区協議の状況の周知と情報発信

小中学校は児童生徒の教育の場であるだけでなく、地域のコミュニティにおいて、歴史や文化、防災、保育等、地域の交流の場であり、様々な機能を併せ持っています。

学校再編を進めるにあたって、子どもたちやその保護者だけでなく、地域住民とも十分な協議を重ね、学校に関わる人々の理解と協力を得ていくことが不可欠です。

したがって、協議の内容や進捗状況については、市広報紙やホームページ等により、積極的に情報を発信していきます。

### (6) 鹿沼市の小中学校の適正配置の実施手法

- 1 小規模校については、近隣の学校との統合により適正規模を確保します。
- 2 大規模校については、出生数の減少により、将来的に解消が見込まれることから、今後の児童生徒数の推移を見ながら、検討していきます。
- 3 統合に伴い、通学距離及び通学時間の長くなる児童生徒には、スクールバスの導入等、通学の支援を行います。
- 4 学校や地域ごとに、保護者や地域住民と丁寧に協議を進めるとともに、当該地域の意向や実情に配慮します。
- 5 小中一貫校や義務教育学校などの新たな教育制度について、学校の再編に併せて、導入を検討し、より一層の教育の質の向上を目指します。
- 6 統合後の学校においては、学校運営にあたり、学校、学校運営協議会、保護者、地域住民との連携・協力を一層強め、新しい学区（地域）の中心的な役割を果たせるようにするとともに、それぞれの学校がこれまで取り組んできた、地域文化の継承をはじめとする特色ある教育活動については、継続していくよう取り組んでいきます。



## 9 通学の基準について

児童生徒が安全安心に通学できることは、学校生活において最優先に考えることの1つです。そのため、通学路の安全性や地理的な条件に加え、児童生徒の学齢や通学区域を考慮し、小中学校の通学の基準を次のとおりとします。

### (1) 通学距離

通学距離については、法令の適正な通学距離（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令）で示す標準的な通学距離と同様に、小学校ではおおむね4キロメートル以内、中学校ではおおむね6キロメートル以内を目安とします。

### (2) 通学時間

スクールバス等の交通手段を確保することで、遠距離通学や長時間通学によるデメリットをある程度解消できることを前提として、おおむね1時間以内を目安とします。

### ◆通学の基準

《小学校》	通学距離は、4キロメートル以内をおおよその目安としつつ、4キロメートルを超える場合においては、スクールバス等の通学支援を確保し、おおむね1時間以内の通学時間を基準とします。
《中学校》	通学距離は6キロメートル以内をおおよその目安としつつ、6キロメートルを超える場合においては、スクールバス等の通学支援を確保し、おおむね1時間以内の通学時間を基準とします。



## 10 学校規模別の再編方針

これまで行ってきた「保護者等アンケート調査」や、「保護者や地域住民との意見交換会」の結果を踏まえて、学校規模別の再編方針を次のとおり定めます。

### (1) 小規模の小学校

小学校では、再編の必要な小規模校が、24校中11校（令和6年4月現在）であり、統廃合や通学区域の見直しによる早期の解消が必要になっています。

児童数の将来見込みや通学距離を考慮しながら、再編方針を検討する必要があります。

### (2) 小規模の中学校

中学校では、再編の必要な小規模校が、10校中3校（令和6年4月現在）であり、統廃合や通学区域の見直しによる早期の解消が必要になっています。

対象となる中学校区内の小学校も全て小規模校となっていることから、小学校の再編と一体的に進める必要があります。

### (3) 小規模となる見通しがある小中学校

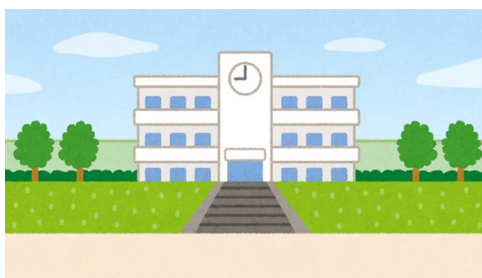
将来的な児童生徒数の見直しを見極めるとともに、前期実施プランの進捗状況や保護者や地域住民の意向を踏まえながら、後期実施プランにおいて検討することとします。

地区により、小規模校の統合と併せて進めることが望ましいと判断される場合には、併せて検討するものとします。

### (4) 大規模の小中学校

再編の必要な大規模校が、小学校2校、中学校1校（令和6年4月現在）であり、いずれも児童生徒数の減少により、将来的に解消が見込まれていることから、後期実施プランにおいて検討することとします。

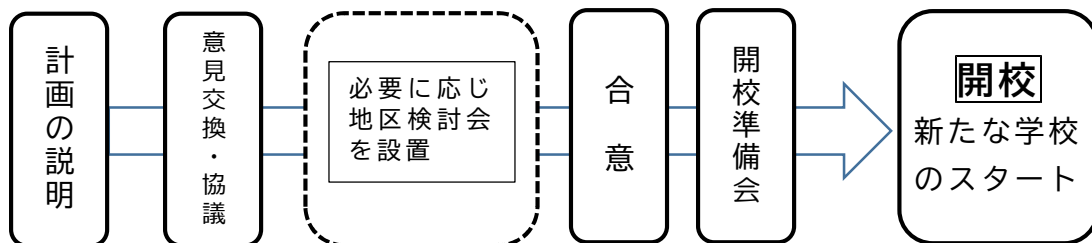
しかし、継続的に今後の児童生徒数の推移を見極める必要があり、社会情勢の急激な変化が生じた場合には、適宜方針の見直しを行うものとします。



## 1 1 学校再編の進め方

計画策定後は、再編対象地区に対して計画の説明を行います。その後の意見交換や協議については、学校教育の直接の受益者である児童生徒や就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、保護者や地域住民と丁寧な議論・協議をしながら、共通理解と合意形成を図っていきます。開校に向けては、既存の学校の存続ではなく、新たな学校をスタートさせる観点で協議を行います。

### ●再編計画の実施イメージ



#### (1) 地区検討会

意見交換や協議の結果、合意が得られない地区については、必要に応じ、地区検討会を設置し、再編の方向性を協議していきます。

各学校の保護者や地域の代表者等で構成し、教育委員会が事務局となります。

承認事項	委員
小中学校の再編について検討を行い、地域の合意形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各校PTAの代表者</li> <li>・未就学児保護者の代表者</li> <li>・各校学校運営協議会の代表者</li> <li>・地域住民の代表者 等</li> </ul>

#### (2) 開校準備会

合意が得られた地区については、開校に向けて様々な検討を行います。各学校の保護者や地域の代表者と学校代表で構成し、教育委員会が事務局となります。

調整にあたっては、内部に作業部会を設置し、開校に向けた準備を行います。

承認事項	委員
開設準備会全体の総括、実務作業部会で検討された事項の承認と助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各校PTAの代表者</li> <li>・各校学校運営協議会の代表者</li> <li>・地域住民の代表者</li> <li>・各校の校長 等</li> </ul>

### (3) 実務作業部会

開校準備会では、次の実務作業部会を立ち上げ、開校に向けて調査・検討・調整を行います。

※標準的な例となりますので、各校の実情に応じて、各部会や分会、検討事項や部会員等を変更します。

#### ア. 総務部会（保護者・地域・学校関係者・教職員による作業部会）

	検討事項	部会員
総務分会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校名、校章、校歌、校旗、制服、記念式典 （閉校式、開校式）</li> <li>○小中学校の伝統の保存方法の検討 （学校史編纂、同窓会名簿の整理等）</li> <li>○学校運営協議会組織の統合、運営の検討</li> <li>○P T A組織の統合、規約の改正、予算編成、事業内容等の整備</li> <li>○学校間の交流事業に関すること</li> <li>○その他進行への移行の円滑な推進に関する こと 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各校 P T A の代表者</li> <li>・各校学校運営協議会の代表者</li> <li>・地域住民の代表者</li> <li>・各校の校長</li> </ul>
スクールバス 検討分会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールバスの運行に関する検討 （運行範囲・運行経路）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各校 P T A の代表者</li> <li>・各校学校運営協議会の代表者</li> <li>・各校の教頭</li> </ul>

#### イ. 学校運営部会（教職員による作業部会）

	検討事項	部会員
学校経営・教育課程 編成分会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育理念、学校教育目標、重点目標</li> <li>○教育課程編成の基本方針 ・校務分掌計画</li> <li>○教育課程、日課表、時間割、年間行事計画 部活動</li> <li>○各種教育計画の作成 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長</li> <li>・教頭</li> <li>・教務主任</li> <li>・事務担当</li> </ul>
学校経理・ 事務分会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予算編成に関すること</li> <li>○備品、設備等の活用計画 等</li> </ul>	

ウ. 指導部会（教職員による作業部会）

	検討事項	部会員
教科・学習分会	○教科指導に関すること ・各教科の指導計画 ・学習のきまり 等	・各教科担当
	○道徳教育に関すること ・全体計画 ・年間指導計画 等	・道徳教育推進担当
	○特別活動に関すること ・全体計画 ・年間指導計画 ・学級活動指導計画 ・児童会、生徒会活動、クラブ活動の検討 ・キャリア教育、進路指導に関すること ・異学年交流に関すること 等	・特別活動担当 ・児童会、生徒会担当 ・キャリア教育、進路指導担当
	○総合的な学習の時間に関すること ・目標と内容の設定 ・全体計画 ・年間指導計画 等	・総合的な学習の時間担当
	○学校課題の検討 ○特色ある教育活動の検討 等	・学校課題担当
児童生徒指導分会	○児童生徒の指導情報の共有に関すること ○校則、生活のきまり ○教育相談計画 ○いじめ、不登校問題対策計画 等	・児童生徒指導担当 ・教育相談担当
	○特別支援教育に関すること ○特別支援教育用備品の活用計画 等	・特別支援教育担当
地域連携分会 保健・安全	○健康診断関係データ管理、保健室運営に関すること ○体力向上に関すること ○給食、食育に関すること 等	・養護教諭 ・保健体育担当 ・給食食育担当
	○学校安全に関すること ○通学路の安全管理に関すること ○学校敷地の環境美化に関すること ○地域連携に関すること ○家庭教育学級に関すること 等	・安全教育担当 ・地域連携担当

#### (4) 関連施策との調整事項

学校の再編を進めるにあたっては、市の各種施策と不具合の生じないよう、市役所の全部局による緊密な連携の下、該当する地域内における関連事業や公共施設全体を対象として調整をはかることも重要になります。

##### ①学童保育について

核家族や共働き世帯が増加していることから、学校再編に合わせて学童保育をはじめとする放課後の児童の受け入れ先について、学校再編により支障が生じることがないように、保護者や事業者と調整を図っていきます。

##### ②施設の利活用について

統廃合後の建物及び跡地等の利活用については、地域の実情やニーズを十分に踏まえながら、効果的な取組を進めていきます。

##### ③その他

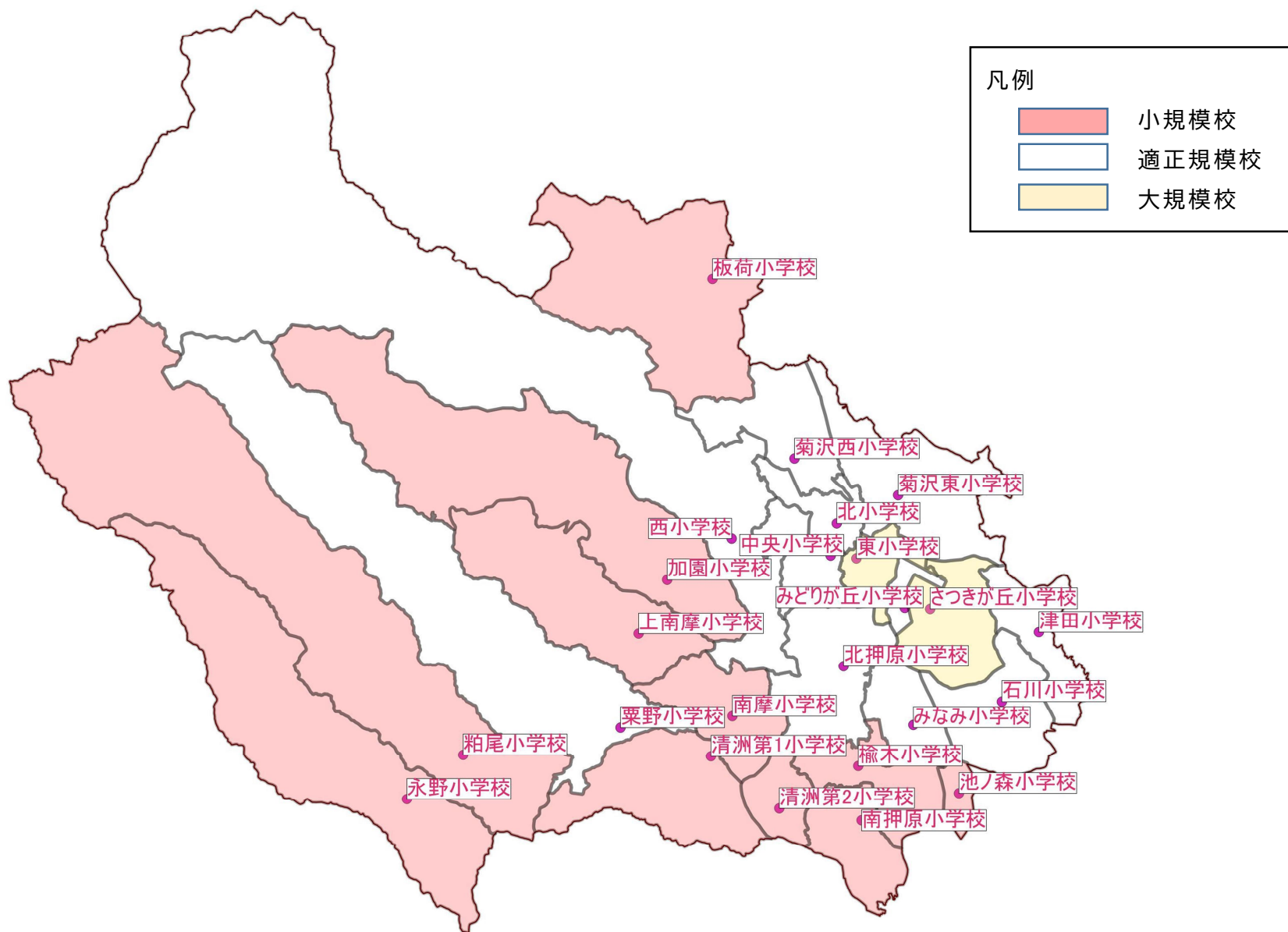
スポーツ少年団や指定緊急避難場所等の関連施策についても、調整を図っていきます。

#### (5) 学校再編を進める上で必要な手続き等

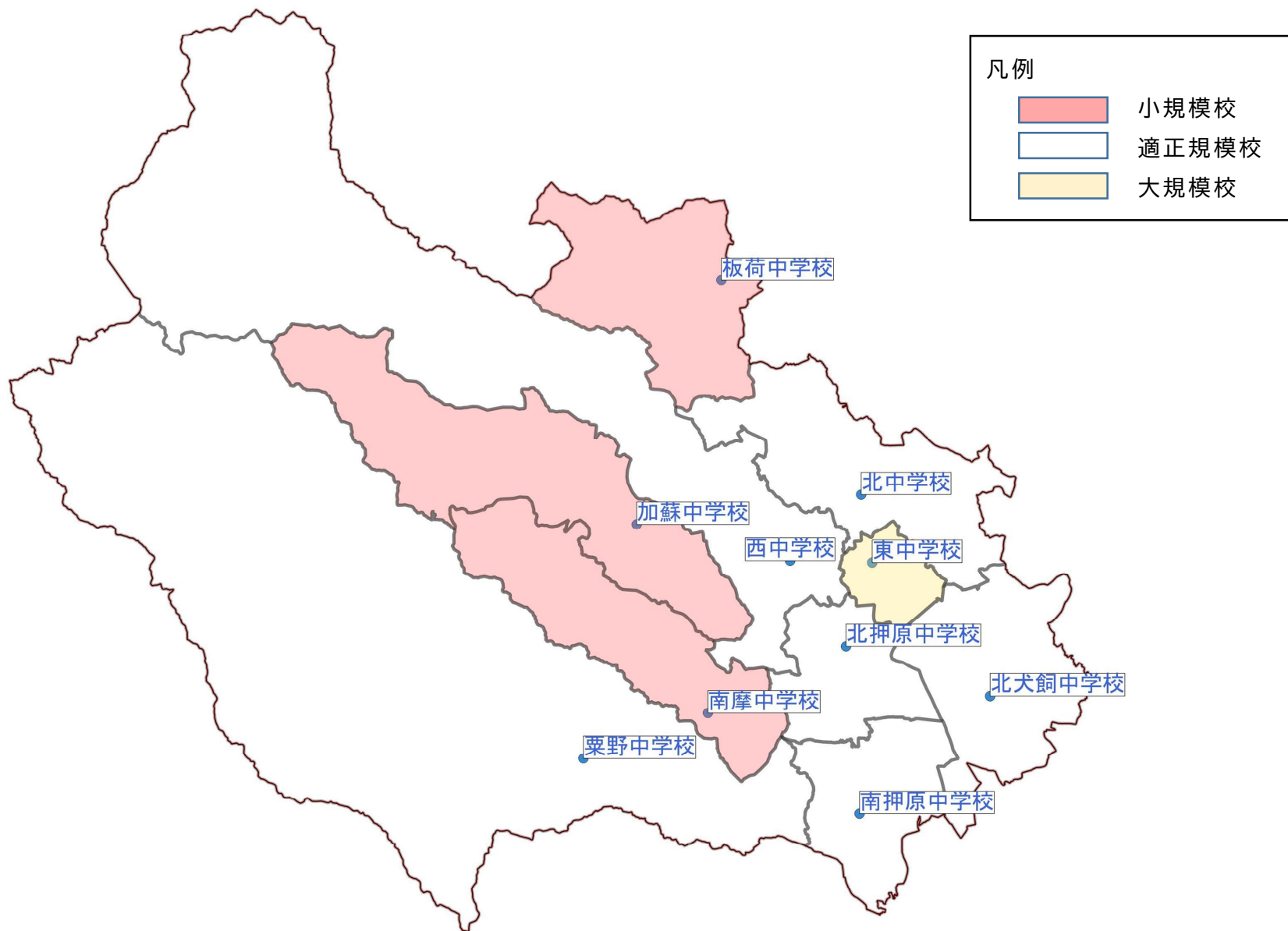
- 通学区域審議会の開催（再編に伴う通学区域変更の承認）
- 「鹿沼市立学校の設置に関する条例」及び「鹿沼市立小中学校児童生徒の就学に関する規則」等の関連する条例規則の改定
- 栃木県教育委員会への公立学校の「設置」または「廃止届」等提出
- 進捗に合わせた保護者や地域住民への周知
- その他



## 1 2 学校規模別の小学校の配置図



# 1 3 学校規模別の中学校の配置図





# 【 関 連 資 料 】

## ◇関係資料目次

【資料1】 関係法令

【資料2】 鹿沼市立学校の設置に関する条例 ～ 抜粋 ～

【資料3】 鹿沼市立小中学校児童生徒の就学に関する規則 ～抜粋～

【資料4】 鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会委員における提言書

【資料5】 鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会委員における検討経過

【資料6】 鹿沼市立小中学校の再編（適正配置）に関するアンケート調査結果

【資料7】 鹿沼市小中学校再編計画骨子

【資料8】 鹿沼市小中学校再編計画の策定に関する意見交換会結果(保護者)

【資料9】 鹿沼市小中学校再編計画の策定に関する意見交換会結果(地域住民)

【資料10】 小中一貫教育に関する関係法令及び概要

## 関係法令

## ○学校教育法施行規則（抄）

（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

第四十条 小学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）の定めるところによる。

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第六十九条 中学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、中学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十五号）の定めるところによる。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

## ○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（昭和三十三年六月二十七日政令第百八十九号）

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあってはおおむね十八学級から二十七学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。



## ○鹿沼市立学校の設置に関する条例 ～ 抜粋 ～

昭和 39 年 6 月 30 日

条例第 33 号

(設置)

第 1 条 この条例により、鹿沼市立学校として学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校及び中学校を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 鹿沼市立学校の名称及び位置は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げるとおりとする。

以下省略

別表第 1（第 2 条関係）

小学校

名称	位置
鹿沼市立中央小学校	鹿沼市今宮町 1624 番地
同 東小学校	同 東末広町 1082 番地
同 西小学校	同 上日向 606 番地
同 北小学校	同 泉町 2457 番地
同 菊沢東小学校	同 仁神堂町 530 番地
同 菊沢西小学校	同 見野 75 番地
同 石川小学校	同 上石川 1344 番地
同 津田小学校	同 深津 1390 番地
同 池ノ森小学校	同 池ノ森 757 番地 1
同 さつきが丘小学校	同 茂呂 1086 番地 5
同 みどりが丘小学校	同 西茂呂 3 丁目 7 番地 19
同 北押原小学校	同 樅山町 82 番地
同 加園小学校	同 加園 2800 番地
同 板荷小学校	同 板荷 2775 番地
同 南摩小学校	同 油田町 1000 番地
同 上南摩小学校	同 上南摩町 732 番地
同 南押原小学校	同 磯町 117 番地
同 楡木小学校	同 楡木町 70 番地 2
同 みなみ小学校	同 南上野町 503 番地

同	栗野小学校	同	口栗野 802 番地
同	清洲第 1 小学校	同	久野 620 番地 1
同	清洲第 2 小学校	同	北半田 1515 番地
同	永野小学校	同	上永野 310 番地
同	粕尾小学校	同	下粕尾 1444 番地 1

別表第 2（第 2 条関係）

中学校

名称	位置
鹿沼市立東中学校	鹿沼市府中町 393 番地
同 西中学校	同 日吉町 527 番地
同 北中学校	同 武子 708 番地
同 北犬飼中学校	同 上石川 1573 番地
同 北押原中学校	同 樅山町 297 番地
同 加蘇中学校	同 加園 1841 番地
同 板荷中学校	同 板荷 2675 番地
同 南摩中学校	同 西沢町 1414 番地
同 南押原中学校	同 磯町 1085 番地
同 栗野中学校	同 口栗野 1160 番地

# 資料3

## ○鹿沼市立小中学校児童生徒の就学に関する規則 ～ 抜粋 ～

昭和32年2月21日

教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿沼市立小中学校へ就学する児童生徒の学校の区域を定めるとともに就学に関する事務処理に必要な事項を定めるものとする。

(就学区域)

第2条 鹿沼市立小学校及び中学校の児童生徒の就学区域は、別表のとおりとする。

以下省略

別表(第2条関係)

小学校の部	
学校名	就学区域
鹿沼市立中央小学校	久保町・銀座1丁目・銀座2丁目・今宮町・仲町・麻苧町・石橋町・下材木町・寺町・蓬莱町・三幸町・鳥居跡町・下横町・西鹿沼町・日吉町(西小学校の区域を除く。) ・花岡町・村井町の一部(字繁石・字久保山・字段ノ浦・字下並木・字道目鬼) ・上殿町の一部(字百目鬼(942番を除く。))
鹿沼市立東小学校	万町・朝日町・末広町・東末広町・中田町・下田町1丁目・下田町2丁目・貝島町・上野町・府所町・府所本町・府中町・上殿町の一部(字龍池・字古畑(1261番から1278番まで) ・字片貝(1260番・1261番及び1303番から1403番まで) ・字鳩胸) ・東町1丁目・東町2丁目・東町3丁目
鹿沼市立西小学校	酒野谷・下日向・上日向・深岩・笹原田・下沢・引田・日吉町の一部(字火打沢(624番1から630番までを除く。)) ・字金山・字三夜山(670番7を除く。)) ・下大久保・上大久保・草久
鹿沼市立北小学校	御成橋町1丁目・御成橋町2丁目・泉町・睦町・戸張町・上材木町・千手町・上田町・文化橋町・天神町・坂田山1丁目・坂田山2丁目・坂田山3丁目・坂田山4丁目 ・玉田町の一部(字谷地・字平田内・字熊野内・字逆川東・字榎下(317番から323番までを除く。)) ・字清水川・字朝日内・字中ノ内・字砂弥内・字寺前(756番から758番まで及び760番から766番までを除く。)) ・字金田・字笛吹川原(345

	番から 351 番まで)・字山ノ下)
鹿沼市立菊沢東小学校	武子・下武子町・仁神堂町・栃窪・千渡の一部(県道鹿沼宇都宮線の南側を除く。)・高谷・古賀志町
鹿沼市立菊沢西小学校	玉田町(北小学校の区域を除く。)・見野・富岡・下遠部
鹿沼市立石川小学校	上石川・下石川・さつき町・流通センター
鹿沼市立津田小学校	深津・白桑田・松原 1 丁目・松原 2 丁目・松原 3 丁目・松原 4 丁目
鹿沼市立池ノ森小学校	池ノ森
鹿沼市立さつきが丘小学校	千渡(菊沢東小学校の区域を除く。)・茂呂・幸町 2 丁目・緑町 2 丁目・緑町 3 丁目・栄町 1 丁目・栄町 2 丁目・栄町 3 丁目
鹿沼市立みどりが丘小学校	晃望台・幸町 1 丁目・緑町 1 丁目・西茂呂 1 丁目・西茂呂 2 丁目・西茂呂 3 丁目・西茂呂 4 丁目
鹿沼市立北押原小学校	縦山町・塩山町・奈佐原町・日光奈良部町・村井町(中央小学校の区域を除く。)・上殿町(東小学校及び中央小学校の区域を除く。)
鹿沼市立加園小学校	野尻・加園・下久我・上久我
鹿沼市立板荷小学校	板荷
鹿沼市立南摩小学校	佐目町・油田町・下南摩町・西沢町
鹿沼市立上南摩小学校	上南摩町・旭が丘
鹿沼市立南押原小学校	磯町・野沢町・亀和田町・北赤塚町
鹿沼市立楡木小学校	楡木町・大和田町・藤江町
鹿沼市立みなみ小学校	上奈良部町・下奈良部町・みなみ町・南上野町
鹿沼市立栗野小学校	口栗野・中栗野・入栗野・柏木
鹿沼市立清洲第 1 小学校	久野・深程の一部(清洲橋の西側の地域)
鹿沼市立清洲第 2 小学校	北半田・深程(清洲第 1 小学校の区域を除く。)
鹿沼市立永野小学校	下永野・上永野
鹿沼市立粕尾小学校	下粕尾・中粕尾・上粕尾



中学校の部	
学校名	就学区域
鹿沼市立東中学校	万町・朝日町・末広町・東末広町・中田町・下田町1丁目・下田町2丁目・貝島町・上野町・府所町・府所本町・府中町・晃望台・東町1丁目・東町2丁目・東町3丁目・幸町1丁目・幸町2丁目・緑町1丁目・緑町2丁目・緑町3丁目・西茂呂1丁目・西茂呂2丁目・西茂呂3丁目・西茂呂4丁目・栄町1丁目・栄町2丁目・栄町3丁目・茂呂の一部(1865番地先の2109番1地先とを結ぶ市道0022号線の北側の地域・字上野原のうち住居表示に該当しなかった区域・字山崎・字北原・字篠・字角・字堀の内)・上殿町の一部(字龍池・字古畑(1262番から1278番まで)・字片貝(1260番・1261番及び1303番から1403番まで)・字鳩胸)
鹿沼市立西中学校	久保町・銀座1丁目・銀座2丁目・今宮町・仲町・麻苧町・石橋町・下材木町・寺町・蓬莱町・三幸町・鳥居跡町・下横町・西鹿沼町・日吉町・花岡町・天神町・戸張町・上材木町・千手町・坂田山1丁目・坂田山2丁目・坂田山3丁目・坂田山4丁目・下日向・上日向・深岩・引田・酒野谷・下沢・笹原田・村井町の一部(字繁石・字久保山・字段の浦・字下並木・字道目鬼)・上殿町の一部(字百目鬼)・下大久保・上大久保・草久
鹿沼市立北中学校	御成橋町1丁目・御成橋町2丁目・泉町・睦町・文化橋町・上田町・武子・下武子町・仁神堂町・栃窪・千渡・高谷・玉田町・見野・富岡・下遠部・古賀志町
鹿沼市立北犬飼中学校	上石川・下石川・深津・白桑田・池ノ森・さつき町・茂呂(東中学校の区域を除く)・流通センター・松原1丁目・松原2丁目・松原3丁目・松原4丁目
鹿沼市立北押原中学校	縦山町・塩山町・奈佐原町・日光奈良部町・上殿町(東中学校及び西中学校の区域を除く)・村井町(西中学校の区域を除く)・上奈良部町・下奈良部町・みなみ町
鹿沼市立加蘇中学校	野尻・加園・下久我・上久我
鹿沼市立板荷中学校	板荷
鹿沼市立南摩中学校	佐目町・油田町・西沢町・下南摩町・上南摩町・旭が丘
鹿沼市立南押原中学校	磯町・野沢町・亀和田町・北赤塚町・楡木町・南上野町・大和田町・藤江町
鹿沼市立粟野中学校	口栗野・中栗野・入栗野・柏木・下粕尾・中粕尾・上粕尾・下永野・上永野・久野・深程・北半田



鹿沼市立小中学校の再編について  
(提言書)

令和6年7月

鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会

提言にあたって

全国的に少子化が深刻化する中で、本市においても児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化が進んでおり、良好な教育環境を維持するため、学校規模・配置を適正化する取り組みが必要となっている。

本委員会では、現状や児童生徒数の将来推計などをもとに、「学校で集団生活をおくり、学習活動を行ううえで、適正な学校規模はどうあるべきか」、また、「適正規模を実現するため、どのような方法で適正配置を行うべきか」について、地域の実情にも配慮しながら、教育的観点から検討を行ってきた。

鹿沼市の子どもたちが豊かな人間性を育みながら、健やかに成長していくためには、教育環境を整備することが大切であり、その礎の一つとなるよう「鹿沼市立小中学校の再編について」次のとおり提言する。

令和6年7月

鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会

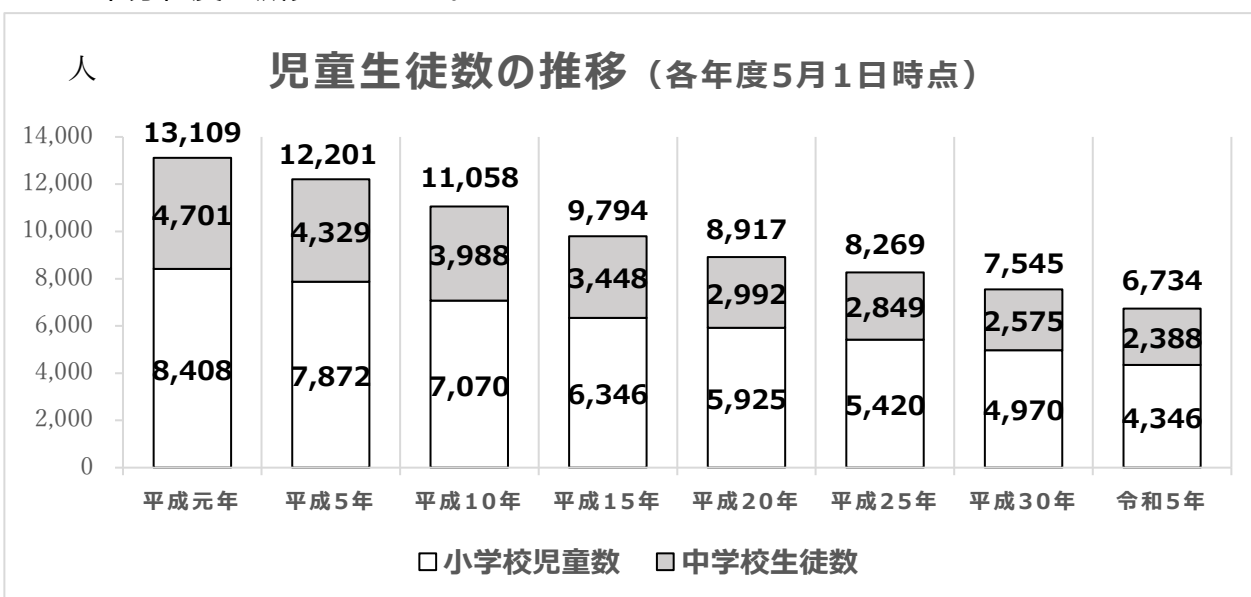
## 目 次

項目	頁
1. 児童生徒数の推移・将来見込みについて	1
(1) 児童生徒数の推移	1
(2) 児童生徒の将来見込み	1
(3) 学級数による学校規模の分類	2
2 学校再編の必要性について	3
(1) 公立学校の教育の充実	3
(2) 教育環境の公平性	3
(3) 教育資源の再配分と有効活用	3
3 鹿沼市における学校の適正規模	4
(1) 小規模校および大規模校の課題	4
(2) 適正規模化により見込まれる効果	5
(3) 鹿沼市の適正規模について	6
4 鹿沼市における学校の適正配置	7
(1) 学校の適正配置の方法	7
(2) 学校規模別の望ましい再編方針	8
(3) 学校再編にあたって配慮すべき事項	9
(4) 鹿沼市の適正配置について	10
【図面】現在の小学校の配置及び学校再編ブロック図	11
【図面】現在の中学校の配置及び学校再編ブロック図	12
鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会設置要領	13
鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会委員名簿	14

# 1 児童生徒数の推移・将来見込みについて

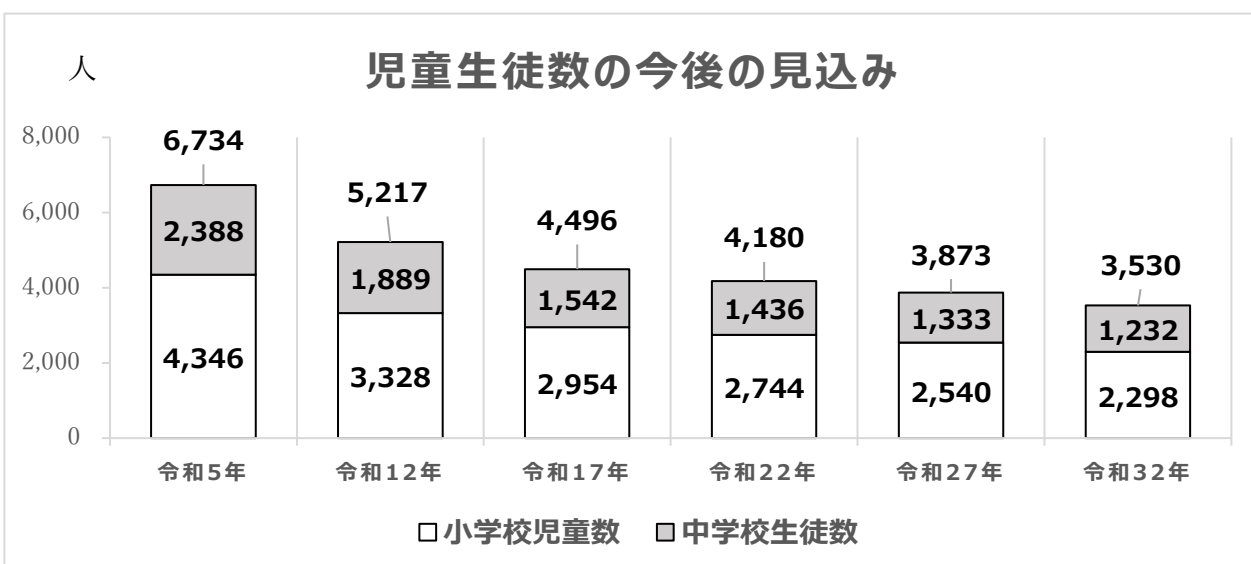
## (1) 児童生徒数の推移

小中学校の児童生徒数（学級数）は、平成元（1989）年では、児童数 8,408 人（287 学級）、生徒数 4,701 人（133 学級）でしたが、令和 5（2023）年では、児童数 4,346 人（189 学級）、生徒数 2,388 人（83 学級）に減少しており、35 年前の半分程度に減少している。



## (2) 児童生徒数の将来見込み

令和 5 年に公表した国立社会保障・人口問題研究所の推計による将来人口から、今後の児童生徒数（令和 5 年基準の学級数）を算出すると、27 年後の令和 32（2050）年時点では、小学校の児童数が 2,298 人（約 100 学級）、中学校の生徒数が 1,232 人（約 42 学級）と現在の約半分程度に落ち込むことが見込まれている。



## (3) 学級数による学校規模の分類

(令和6年5月1日現在)

## ①小学校

地区名	学校名	建築年度	児童数(名)					学校規模	
			H25	H30	R5	R10	R15	R5	R15
鹿沼	中央小	H22	344	353	333	294	248	適正	適正
	東小	S54	763	755	780	670	555	大	適正
	北小	S10	468	397	343	295	242	適正	適正
東大芦	西小	S47	205	197	170	97	85	適正	適正
菊沢	菊沢東小	S52	387	374	277	268	215	適正	適正
	菊沢西小	H2	82	74	72	70	51	適正	適正
北犬飼	石川小	S59	179	155	156	123	116	適正	適正
	津田小	S63	269	202	135	97	71	適正	適正
	池ノ森小	H元	12	18	20	16	11	小	小
東部台	さつきが丘小	S50	613	641	606	587	518	大	適正
	みどりが丘小	H4	510	490	439	374	293	適正	適正
北押原	北押原小	S57	485	483	405	348	292	適正	適正
	みなみ小	S56	216	171	134	77	65	適正	適正
加蘇	加園小	H6	84	81	39	37	35	小	小
板荷	板荷小	H2	71	81	46	20	16	小	小
南摩	南摩小	S62	115	84	70	44	27	小	小
	上南摩小	H3	28	15	14	11	8	小	小
南押原	南押原小	S63	82	59	37	28	23	小	小
	楡木小	S48	96	79	66	54	47	小	小
粟野	粟野小	H26	157	119	78	49	35	適正	小
清洲	清洲第1小	H8	87	33	30	30	24	小	小
	清洲第2小	S60	75	44	41	33	23	小	小
永野	永野小	S48	38	24	17	25	18	小	小
粕尾	粕尾小	S46	54	41	38	33	22	小	小
合計			5,420	4,970	4,346	3,680	3,040		

## ②中学校

地区名	学校名	建築年度	生徒数(名)					学校規模	
			H25	H30	R5	R10	R15	R5	R15
鹿沼	東中	H13	851	766	815	770	660	大	大
	西中	H16	413	365	351	306	219	適正	適正
菊沢	北中	S49	484	434	380	414	379	適正	適正
北犬飼	北犬飼中	S49	284	274	232	215	183	適正	適正
北押原	北押原中	S61	312	308	303	279	195	適正	適正
加蘇	加蘇中	H元	47	32	32	26	20	小	小
板荷	板荷中	H7	33	30	34	18	7	小	小
南摩	南摩中	S61	84	70	42	42	27	小	小
南押原	南押原中	S60	112	97	82	52	49	適正	適正
粟野	粟野中	H14	229	199	117	111	88	適正	適正
合計			2,849	2,575	2,388	2,233	1,827		

※令和10・15年度の数値は、住民登録情報や国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による推計値。

## 2 学校再編の必要性について

### (1) 公立学校の教育の充実

義務教育の目的は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこととされており、学校は、教科の知識や技能の習得だけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認めあい、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付ける役割を担う必要があるとされている。

市民の期待に応え、本市の掲げる「学びから 未来を拓く ひとづくり」を一層推進して、子どもたちの「これからの時代を生き抜いていく力」を育成するためには、より良好な教育環境をつくることに向けての不断の努力が必要である。

### (2) 教育環境の公平性

学校の小規模化や大規模化は、教育活動や学校運営上に問題を生じるおそれがある。学校規模を適正化するための再編は、学校規模の大小による教育環境の不均衡や地域格差等の是正、教育環境の公平性という観点からも必要である。

### (3) 教育資源の再配分と有効活用

義務教育は、機会均等、水準確保、無償制を根幹として、様々な条件のもとでその目的の実現を目指して行われるものであり、単に学校運営の効率性やコスト面から論じることができないのは当然である。

しかしながら、機会均等や水準確保などの一定の条件を満たした上での学校規模の適正化は、学校のランニングコストの削減など、行財政上の効果が大きい。その成果を教室改善や教員加配等による教育環境の充実に振り向けるなどの再配分により有効活用することが可能である。

学校規模の適正化は、学校運営の効率性の向上や教育資源の再配分による有効活用の観点からも必要である。



## 3 鹿沼市における学校の適正規模

### (1) 小規模校および大規模校の課題

#### 小規模校の課題

- 多くの人とふれ合う活動が限られるため、社会性・協調性などを培う機会が少なくなりがちである。
- 学級の人数が少ないため、集団活動から生まれる多様なものの見方考え方を学ぶ機会が少なくなる。
- 配置される教員が少ないため、チーム・ティーチング、習熟の程度に応じた指導などの取り組みが制限される。
- 部活動・クラブ活動などの数が限定されるので、児童生徒の希望に応えることができなくなる。

#### 小規模校のうち複式学級を持つ学校の課題

- 異学年の児童生徒が同じ教室で学習するため、一方の学年の児童生徒が教員から直接指導を受けている間、他方の学年の児童生徒は自習していることが多い。
- 話し合いの中で多様な意見を出し合うこと、学び合い、深め合うグループ活動が行いにくい。
- 一定の人数で行うことにより効果のある学校行事、音楽活動、団体スポーツなどが制限される。
- P T A ・ 保護者等の活動において、保護者 1 人あたりの役割分担が増える。

#### 大規模校の課題

- 行事の際、子ども一人ひとりが活躍するための工夫を要する。
- 各施設、グラウンド等の使用割当の調整に時間を要する。

## （２）適正規模化により見込まれる効果

学校は、集団生活を通して、多様な考えや特性を持つ児童生徒が互いに切磋琢磨し、学力・体力の向上を図るとともに豊かな人間性をはぐくむ場である。

したがって、教科などの学習はもとより、運動会、文化祭等の学校行事、部活動においても一定規模の集団を確保し、効果的な教育活動を展開することが必要である。

そのため、児童生徒の個性を伸ばし、自主性、社会性を育て、生きる力を身につけさせる学習生活の場として、望ましい学校規模（＝適正規模）を実現することが大切である。

### 児童生徒の指導面

- 多様な個性を持つ児童生徒が出会い、切磋琢磨し、その中で社会性や協調性を培いながら、望ましい人間関係を築いていくことができるような規模が望ましい。
- 人間関係が固定化されず、成長の機会が得られるように、クラス替えが可能であることが望ましい。
- 部活動、クラブ活動など、児童生徒が希望して行う活動に際しては、できるだけ多様な選択の機会があることが望ましい。
- 児童生徒の個性を伸ばし、能力を引き出すためには、様々な専門性を有する多くの教員と出会える機会に恵まれることが望ましい。

### 学校運営面

- 教員が互いの専門性を発揮し合い、指導力を高めていけるよう、一定の教員数を確保することが望ましい。
- 中学校では、各教科に専門の教員を確保するとともに、特に授業時数の多い５教科については複数の教員の確保が望ましい。

### (3) 鹿沼市の小中学校の適正規模について

学校教育法施行規則第41条および第79条、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条では、小中学校の学級数が12学級以上18学級以下を標準的な学校規模としているが、鹿沼市における学校の適正規模は次のとおりとする。

<p>《小学校》</p>	<p>◆<b>小学校の適正規模</b></p> <p>6学級～18学級（特別支援学級を除く）</p> <p>※適正規模校を超える学校を「大規模校」、適正規模に満たない学校を「小規模校」として捉える。</p> <hr/> <p>小学校の規模については、全校で12～18学級が望ましいとしているが、現状ではそれを下回る学校が24校中、17校となっている。これまで鹿沼市教育ビジョンに位置付けしてきた経過、通学距離等を踏まえ、<u>1学年1学級、全校で6学級の学校を適正規模の下限と考える。</u></p> <p>したがって、複式学級を有する6学級未満の学校について、再編を進めるべきである。</p>
<p>《中学校》</p>	<p>◆<b>中学校の適正規模</b></p> <p>3学級～18学級（特別支援学級を除く）</p> <p>（1学級16人以上、全校48人以上）</p> <p>※適正規模校を超える学校を「大規模校」、適正規模に満たない学校を「小規模校」として捉える。</p> <hr/> <p>中学校の規模については、全校で12～18学級が望ましいとしているが、現状ではそれを下回る学校が10校中、9校となっている。これまで鹿沼市教育ビジョンに位置付けしてきた経過、通学距離等を踏まえ、<u>全校で3学級の学校を適正規模の下限と考える。</u></p> <p>特に、集団での学習活動において制約の多い、1学年の人数が16名、全校で48名程度を下回る学校については、再編を進めるべきである。</p>

## 4 鹿沼市における学校の適正配置

### (1) 学校の適正配置の方法

学校の適正配置を行うための具体的方法としては、「通学区域の変更」と「学校の統廃合」が考えられる。

鹿沼市の現状を踏まえると、適正配置を検討すべき対象校のほとんどが郊外の小規模校であり、通学区域の変更では実効性が伴わないことから、学校の統廃合を検討せざるを得ないと考えられる。

小規模校が、小学校11校、中学校3校、大規模校が、小学校2校、中学校1校と、数多くの学校で適正規模化に向けた適正配置の検討が必要な状況にある。丁寧な協議の元に、学校再編を進めていく必要があることから、優先順位をつけて推進することが望ましいと考えられる。

また、通学区域の弾力化など学校選択制のあり方についても、慎重に検討を進めていくべきである。

#### ①学校再編の優先順位

教育活動や学校運営上、様々な制約を受けやすい点を考慮するとともに保護者等アンケート調査や意見交換会の結果を踏まえ、小規模校の解消を優先事項とすること。

- (1)小規模の小中学校（小中学校一体で検討すること。）
- (2)小規模となる見通しがある小中学校
- (3)大規模の小中学校

#### ②新たな教育制度の検討

多様化・複雑化する学校現場の課題に対応していくため、小中一貫教育などの新たな教育制度について、学校再編と併せて積極的に検討を進めること。

#### ③施設の活用方針

早期の学校再編を実現していくために、現有の校舎や施設を有効活用し、統合校舎として活用する場合は、必要な施設改修を行うこと。

## (2) 学校規模別の望ましい再編方針

### ①小規模の小学校

小学校では、再編の必要な小規模校が11校あり、統廃合や通学区域の見直しによる解消を目指すべきである。児童数の将来見込みや通学距離を考慮した、望ましい地区別の再編方針は次のとおりとする。

No	地区名	学校名	学校規模	望ましい再編方針
1	北犬飼	石川小学校	適正規模	校舎を新築し、石川小学校、津田小学校、池ノ森小学校、さつきが丘小学校（茂呂）の統合、北犬飼中学校との義務教育学校の新設
		津田小学校	適正規模	
		池ノ森小学校	小規模	
		(さつきが丘小学校の一部)	大規模	
2	菊沢	菊沢西小学校	適正規模	菊沢西小学校の校舎を活用し、菊沢西小学校、板荷小学校の統合に向けた検討
	板荷	板荷小学校	小規模	
3	東大芦	西小学校	適正規模	西小学校の校舎を活用し、西小学校、加園小学校の統合
	加蘇	加園小学校	小規模	
4	南摩	南摩小学校	小規模	南摩小学校、上南摩小学校の近隣校との統合に向けた複数案による検討
		上南摩小学校	小規模	
5	南押原	南押原小学校	小規模	既存校舎を活用し、南押原小学校、楡木小学校、みなみ小学校（南上野町）の統合、南押原中学校との小中一貫教育の実施
		楡木小学校	小規模	
		(みなみ小学校の一部)	適正規模	
6	栗野	栗野小学校	適正規模	栗野小学校の校舎を活用し、栗野小学校、清洲第1小学校、清洲第2小学校、永野小学校、粕尾小学校の統合
	清洲	清洲第1小学校	小規模	
		清洲第2小学校	小規模	
	永野	永野小学校	小規模	
粕尾	粕尾小学校	小規模		

### ②小規模の中学校

中学校では、再編の必要な小規模校が3校あり、周辺地域の中学校との統合による解消を目指すべきである。地区内の小学校も全て小規模校となっていることから、小学校の再編と一体的に進めることが望ましいと考える。

No	地区名	学校名	学校規模	望ましい再編方針
1	鹿沼	西中学校	適正規模	西中学校の校舎を活用し、西中学校、加蘇中学校の統合
	加蘇	加蘇中学校	小規模	
2	菊沢	北中学校	適正規模	北中学校校舎を活用し、北中学校、板荷中学校の統合に向けた検討
	板荷	板荷中学校	小規模	
3	南摩	南摩中学校	小規模	近隣校との統合に向けた検討

### ③小規模となる見通しがある小中学校

将来的な児童生徒数の見通しを見極めるとともに、小規模校解消の進捗状況や保護者や地域住民の意向を踏まえながら、再編方針を検討すべきである。地区により、小規模校の統合と併せて進めることが望ましいと判断される場合には、併せて検討することが望ましいと考える。

### ④大規模の小中学校

出生数の減少により、将来的に解消が見込まれているものの、大規模校としての様々な課題もあることから、継続的に今後の児童生徒数の推移を見極め、対応について引き続き検討を進めていくべきである。

## (3) 学校再編にあたって配慮すべき事項

- ①学校再編にあたっては、児童生徒数の将来推計、学校が地域で果たしてきた役割、地域事情を考慮しながら、学校の小規模化に伴う問題点について、保護者、地域住民等と十分に協議を行い、学校の適正配置に対する共通理解と協力を得て、慎重に進めていくとともに、適切な情報提供を行い、行政が主導して協議の場を設けること。
- ②通学における安全性の確保に努めるとともに、通学距離や通学時間、方法について十分考慮のうえ、スクールバスの運行も含め検討すること。
- ③学校間連携を進めるとともに、今後は、小・中学校の連携がより重要になると考えられることから、学校再編の検討にあたっては、小・中学校の連携に十分配慮すること。
- ④それぞれの学校がこれまで取り組んできた、地域文化の継承をはじめとする特色ある教育活動については、統合後の学校教育の中で継続していくよう配慮すること。

- ⑤核家族や共働き世帯が増加していることから、学校再編に合わせて学童保育をはじめとする放課後の児童の受け入れ先の充実を図ること。
- ⑥統合後の学校においては、学校運営にあたり、学校運営協議会、保護者、地域住民との連携・協力を一層強め、新しい学区（地域）の中心的な役割を果たせるようにすること。
- ⑦廃校後の施設や土地は、活用すべき財産として、地域住民のニーズ等を踏まえ、幅広い視点で有効活用を検討すること。

#### （４）鹿沼市の小中学校の適正配置について

##### ◆鹿沼市の小中学校の適正配置

1. 小規模校については、近隣の学校との統合により適正規模を確保すること。
2. 大規模校については、出生数が減少しており、将来的に解消が見込まれることから、継続的に児童生徒数の推移を見極め、継続的に検討していくこと。
3. 統合に伴い、通学距離及び通学時間の長くなる児童生徒には、スクールバスの導入等、通学の支援を行うこと。
4. 適正規模化への具体的な方策については、学校や地域ごとに、丁寧に検討を進めるとともに、当該地域の意向や地域の実情に配慮すること。
5. 学校の再編に合わせて、小中一貫校や義務教育学校など、新たな教育制度を検討すること。
6. 統合後の学校においては、学校運営にあたり、学校運営協議会、保護者、地域住民との連携・協力を一層強め、新しい学区（地域）の中心的な役割を果たせるようにするとともに、それぞれの学校がこれまで取り組んできた、地域文化の継承をはじめとする特色ある教育活動については、統合後の学校教育の中で継続していくよう配慮すること。

# 現在の小学校の配置及び学校再編ブロック図





# 現在の中学校の配置及び学校再編ブロック図



# 鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会設置要領

## (設 置)

第1条 小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）におけるより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現のため、小中学校の適正な規模及び配置について検討するため、鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討委員会は、小中学校の適正配置等に関する事項を掌握する。

## (組 織)

第3条 検討委員会は、14名以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する委員で構成する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 鹿沼市議会議員
- (4) 教育関係機関・団体関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) その他教育長が認める者

## (任 期)

第4条 検討委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該諮問に関する調査・審議が終了するまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、教育長が任命又は委嘱するものとする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会は、特に必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶 務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って別に定める。

## 附則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

## 附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

## 附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

# 鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会委員名簿

任期 令和5年6月29日～令和6年7月1日

No.	分野		団体	氏名	備考
1	有識者	教育行政	栃木市教育研究所	松本 敏	
2		保健・医療	鹿沼歯科医師会	畑 健一	
3	地域関係者	自治	鹿沼市自治会連合会	鈴木 節也	
4		自治	鹿沼市自治会連合会	吉井 和夫	
5		民生委員	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会	稲川 紀子	
6	市議会	市議会	鹿沼市議会 (議長)	大島 久幸	令和5年 9月19日まで
				谷中 恵子	令和5年 9月27日から
7	市議会	市議会	鹿沼市議会 (教育福祉常任委員会委員長)	鈴木 紹平	令和5年 9月19日まで
				佐藤 誠	令和5年 9月27日から
8	教育機関団体関係者	保護者	鹿沼市南保育園保護者会	宇賀神 智美	
9		PTA	鹿沼地区幼稚園PTA連合会	広瀬 雅一	令和6年 5月31日まで
				小又 美里	令和6年 6月1日から
10		PTA	鹿沼市PTA連絡協議会	橋本 勝浩	令和6年 5月31日まで
				安良岡 彬	令和6年 6月1日から
11	育成会	鹿沼市子ども会連合会	佐藤 和也		
12	学校教育関係者	学校	鹿沼市立小中学校長会	善林 克江	
13		学校	鹿沼市立小中学校長会	湯澤 正弘	
14		教育行政	栃木県教育委員会上都賀教育事務所	大貫 敏	令和6年 5月31日まで
	増田 美紀子			令和6年 6月1日から	



## 鹿沼市小中学校適正配置等検討委員会における検討経過

回数	開催日	議題（検討内容）
第1回	令和5年 6月29日	(1)基本計画の内容及び進捗状況について (2)児童生徒数の推移・将来見込みについて (3)今後のスケジュールと検討内容について
第2回	8月10日	(1)計画の位置づけ・考え方について (2)過去のアンケート調査結果について (3)アンケート調査の実施について (4)今後のスケジュール・検討内容について
第3回	9月7日	(1)適正配置の考え方について (2)アンケート調査の実施について
第4回	12月26日	(1)アンケート調査の結果について (2)学校再編計画骨子（案）について
第5回	令和6年 6月17日	(1)保護者・地域住民意見交換会の結果について (2)学校再編に対する提言内容の検討について
第6回	7月1日	(1)学校再編に対する提言内容の検討について ⇒同日、提言内容が承認され、教育長へ提言



§ - Ø ß ð ° þ Å \Ø - c B ? + & ¼ C \Ö Ý \Ä \ö ] [ ] ] d ] 0 ù \* e ÿ

( e<sup>2</sup> n W m - , © 0 h / ä ( ' ) ' ~<sup>3</sup> œ  
7 8<sup>3</sup> þ ) , ( \* -

) e h ô % ð Ä þ ô Ž À 7 8 þ Š Ê ® × þ ‹

~ ô	<sup>3</sup> þ	7 8 þ	7 8 4
Z z ' - { ÷	3,299	1,293	39.19 <sup>2</sup>
h z ' - { ÷	2,182	625	28.64 <sup>2</sup>
ñ q Æ f ò W Æ 7 - { ÷	2,148	930	43.29 <sup>2</sup>
z ' ¥ <sup>a</sup> d " 5	238	119	50.00 <sup>2</sup>
½ ñ	7,867	2,967	37.71 <sup>2</sup>

Å<sup>3</sup> þ £ £ } € ¾ · þ £ ÿ Ø - { ÷ ¨ ' Á " Á œ Ö Ñ ó œ › y<sup>3</sup> Ž c

\* e 7 8 Ä £ ©

